

平成 18 年 4 月 7 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、誤注文に係る体制の整備を行います。  
概要は次のとおりです。

「誤注文に係る体制の整備について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 18 年 4 月 20 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 18 年 4 月 20 日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 18 年 4 月 20 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

誤注文に係る体制の整備について

平成18年 4月 7日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>・趣旨</p>	<p>・本所は、異常注文が発注された場合に迅速な措置等を図ることができるよう市場監理体制の見直しを行い、その具体的な基準をとりまとめることとします。また、本所における体制整備に加えて、誤注文が発注されることを防止する観点から、会員において適切な注文管理体制を整備することを求めることとします。</p>	
<p>・概要 1．誤注文の発注を防止するための会員における体制整備</p>	<p>・会員は、本所の市場における有価証券の売買等に関して、誤った内容の注文の受託及び発注を未然に防止するため、別紙のとおり、社内規則の制定等の措置を講ずることにより、適切な注文管理体制を整備するものとしてします。</p>	
<p>2．誤注文に係る本所におけるシステム対応及び運用</p>	<p>・本所においては、上場株式数の30%を超える注文を受け付けないこととします。</p> <p>・上場株式数の5%超30%以下の注文を発見した場合、会員に確認を行い、当該注文が誤注文であることが確認された場合で、約定する可能性が高いときは、付合せ（特別気配の表示を含む。以下同じ。）を一時留保したうえで、当該会員に取消しを要請することとします。</p>	<p>・本所が株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）の株式売買システムを利用していることから、東証でのシステム対応が完了した後、実施することとします。</p> <p>・直接新規上場銘柄の初値決定前において、注文入力可能な価格帯の制約をかけることとしますが、本所が東証の株式売買システムを利用していることから、東証でのシステム対応が完了した後、実施することとします。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>3．誤注文に係る情報の開示</p> <p>(1) 本所による緊急市場情報の開示 開示対象</p> <p>開示内容等</p> <p>(2) 会員による情報開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤注文により、市場において混乱が生じることを回避する観点から、当該注文について、本所が緊急市場情報として開示を行うこととします。</li> <li>・次の 又は に該当する場合に、開示を行うこととします。 誤注文について付合せの一時留保を行った場合 誤注文が発注されたことにより、市場への影響が大きいと認められる場合</li> <li>・会員に誤注文について確認等を行った後、遅滞なく開示を行うこととします。</li> <li>・銘柄名、誤注文の内容（売り・買いの別、値段、株式数）経過（発注時間、取消し等の時間）、発注会員名を開示することとします。</li> <li>・本所が緊急市場情報を開示した場合、当該誤注文を発注した会員は、緊急市場情報の開示後遅滞なく誤注文の内容等について情報開示を行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市場への影響が大きいと認められる場合」とは、5%を超える誤注文が発注された場合で、誤注文により約定した売買高が上場株式数の5%を超えたとき又は原則として当該誤注文が直前約定価格から7%を超える価格で約定したときをいうものとします。</li> <li>・本所ホームページへの掲載等を行うこととします。</li> </ul>
<p>・実施時期等（予定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1．誤注文の発注を防止するための会員における体制整備」については、本所が別に定める日から実施します。</li> <li>・「2．誤注文に係る本所におけるシステム対応及び運用」については、4月中の実施を目途とします。なお、直接新規上場銘柄の初値決定前における注文入力可能な価格帯の制約については、6月中の実施を目途とします。</li> <li>・「3．誤注文に係る情報の開示」については、平成18年5月の実施を目途としま</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
	す。 ・過誤取引の取消し制度について、他の証券取引所と連携をはかりながら、その制度導入について検討を行います。	

以 上

## 誤注文の発注を防止するための会員における体制整備について

項 目	内 容	備 考
1．社内規則の制定	・会員は、(1)顧客の資力の把握に関する事項、(2)注文受託時における注文内容の確認に関する事項、(3)注文の発注制限に関する事項、(4)注文の発注制限の解除に関する事項、(5)注文発注業務に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項、(6)注文管理体制の検査に関する事項、(7)その他必要と認められる事項について規定した社内規則を定めるものとします。	
2．顧客の資力の把握	・会員は、顧客から誤った内容の注文を受託することを防止するため、あらかじめ顧客の資力を把握するよう努めるものとします。	・例えば、リテール取引については会員において顧客から買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等の方策が考えられます。
3．注文内容の確認	・会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に対して適切なものであるか確認するものとします。	
4．注文の発注制限	・会員は、本所市場への発注に関して、注文規模等を勘案し、一定の規模を超える注文について、(1)発注を不可能とする制限、(2)発注を行う前に管理者等による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限を設定するものとします。	・金額、数量等の制限に係る具体的な数値は各会員が業務実態に合わせて設定することとします。
5．管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認	・会員は、上記の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を、注文の発注を行う部店毎に設置するものとします	・管理者は、注文の内容について確認のうえ、適切と判断されるものについて発注制限の解除の承認を行うものとします。
6．会員におけるシステム対応	・会員は、上記の発注制限について、自社において使用する発注システムに必要な対応を行うものとします。	
7．適切な人員配置、研修及び社内検査の実施等	・会員は、注文発注業務に携わる人員の適切な配置、研修の実施及び定期的な社内検査等を行うことにより、社内規則の実効性を確保するものとします。	